

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年9月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700387 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 3 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日まで
A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、過小申告されている。
請求期間における標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 19 年 3 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間については、日本年金機構が請求者より訂正請求を受け付けた日 (平成 29 年 9 月 25 日。以下、「訂正請求受付日」という。) において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間である。

したがって、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正するためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき判断することとなり、当該期間の標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が事業主により届け出られていた標準報酬月額を上回ることが必要になる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社は平成 28 年 8 月 * 日に破産手続を開始しているところ、請求者又は同社の破産管財人が提出した平成 20 年 10 月から平成 21 年 8 月まで、平成 21 年 12 月及び平成 22 年 11 月から平成 27 年 7 月までの年間集計表、給与支給明細書等から確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額 (訂正請求受付後に同社の元事業主及び破産管財人が日本年金機構に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 (報酬訂正) に基づく訂正を行う前の標準報酬月額) に基づく厚生年金保険料額と一致する。

また、平成 19 年 3 月から平成 20 年 9 月まで、平成 21 年 9 月から同年 11 月まで、平成 22 年 1 月から同年 10 月までの期間については、請求者、A 社の元事業主及び破産管財人は、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していないため、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、請求者が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除がなされたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 19 年 3 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間について、請求者が主張する報酬月額に見合う

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間については、訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるため、厚生年金保険法に基づき、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することが可能な期間である。

前述したとおり、訂正請求受付日後に、A社の元事業主及び破産管財人は、日本年金機構に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（報酬訂正）及び年間集計表を提出しており、これに基づき、日本年金機構は平成 27 年 8 月から平成 28 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額を 30 万円から 36 万円に訂正している。当該標準報酬月額（36 万円）は、前述の年間集計表に記載された当該期間の標準報酬月額の算定の基礎となる平成 26 年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月並びに平成 27 年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月に支給された給与総支給額の平均額から算出される標準報酬月額（36 万円）と一致する。

したがって、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法に基づき、請求者の主張に即した記録訂正が既になされていることから、記録の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800069 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800031 号

第 1 結論

昭和 52 年 7 月 26 日から昭和 58 年 9 月 6 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 58 年 9 月 6 日から平成元年 2 月 1 日までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月 26 日から昭和 58 年 9 月 6 日まで
② 昭和 58 年 9 月 6 日から平成元年 2 月 1 日まで

私が代表取締役であった A 社で、昭和 52 年 7 月 26 日から昭和 58 年 9 月 6 日まで、厚生年金保険をかけていたが、年金の記録がない。また、会社の業務本体を A 社から移した B 社は、昭和 58 年 9 月 6 日から平成元年 2 月 1 日までの年金の記録がない。会社の業務本体を移したときに、厚生年金保険も一緒に移しているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社に係る閉鎖登記簿の謄本から、請求者が当該期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社が請求期間①において、厚生年金保険の適用事業所であった記録はない。

また、請求期間①当時の厚生年金保険法によると、厚生年金保険の適用事業所とは、常時 5 人以上の従業員を使用するものと規定されていたところ、前述の閉鎖登記簿の謄本、同社に勤務していた者に係る雇用保険被保険者記録等から、同社が当該期間において、常時 5 人以上の従業員を使用していたことを確認又は推認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、B 社に係る閉鎖登記簿の謄本から、請求者が当該期間において同社の代表取締役又は取締役であったことが確認できる。

一方、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 2 月 1 日と記録されており、同社が請求期間②において、厚生年金保険の適用事業所であった記録はないものの、当該期間当時の厚生年金保険法等によると、厚生年金保険の適用事業所とは、昭和 62 年 3 月 31 日までは、前述のとおり常時 5 人以上の従業員を、昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日までは、法人であれば常時 3 人又は 4 人の従業員

を、昭和 63 年 4 月 1 日以降は、法人であれば常時従業員を使用するものと規定されていたところ、前述の B 社に係る閉鎖登記簿の謄本、同社に勤務していた者に係る雇用保険被保険者記録等により、同社が請求期間②のうち、昭和 62 年 4 月 1 日以降の期間は、常時 3 人以上の従業員を使用していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたものと考えられる。

しかしながら、B 社は、既に解散している上、同社の元代表取締役である請求者及び元取締役も同社に係る資料を保管していないため、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800083 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800032 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年*月頃から昭和 48 年 4 月頃まで

私は、18 歳で自動車運転免許を取得した後に、A 社に正社員のトラック運転手として勤務した。期間はよく覚えていないが、請求期間のうち、6 か月以上は勤めていたと思う。給与から社会保険料が控除されていたことは間違いない。

前回、昭和 48 年 1 月から昭和 50 年 12 月までの期間において、調査をしてもらったが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらえなかった。

今回、A 社で事務員をしていた者の連絡先が分かったので、再度調査をし、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 29 年 12 月 28 日付けで請求期間を昭和 48 年 1 月から昭和 50 年 12 月までとし訂正請求を行っているところ、①請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、B 社は請求期間当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できないこと、②当該期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者に照会したが、請求者の勤務状況等に係る回答及び陳述を得ることができないこと、③A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難いことなどから、既に平成 30 年 4 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間を昭和 45 年*月頃から昭和 48 年 4 月頃までの期間に変更し、当該請求期間のうち、6 か月以上、A 社に勤務し、給与から社会保険料が控除されていたことは間違いない旨主張し、また、同社で事務を担当していた者の連絡先が分かったとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、前述の事務担当者を含め、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に改めて照会を行ったが、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入をうかがわせる回答及び陳述を得ることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。